

三豊市監査委員告示第 5 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助
団体等に対する監査を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第 9
項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年 7 月 5 日

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 為広 員史

令和元年度

財政援助団体等監査結果報告書

三豊市監査委員

三 監 第 41 号
令和元年7月1日

三 豊 市 長 山下 昭史 様
三豊市議会議長 詫間 政司 様

三豊市監査委員 片桐 正文
三豊市監査委員 為広 員史

令和元年度財政援助団体等に対する監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等に対する監査を執行したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり提出する。

1 「社会福祉法人三豊市社会福祉協議会補助金」の監査

第1 監査の対象及び期間

対 象		監 査 期 間
所管課・団体等	範 囲	
健康福祉部 福祉事務所福祉課 社会福祉法人 三豊市社会福祉協議会	平成 29 年度に支出した補助金に係る出納その他の事務	平成 31 年 4 月 17 日から 令和元年 5 月 24 日まで

第2 補助金の概要

補助金の名称	補助金の額
社会福祉法人三豊市社会福祉協議会補助金	113,600,000 円

第3 監査対象団体の概要

(1) 目的

三豊市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(2) 事業

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ ①から③のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ⑤ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ⑥ 共同募金事業への協力
- ⑦ ボランティア活動の振興
- ⑧ 福祉サービス利用援助事業
- ⑨ 居宅介護支援事業の経営
- ⑩ 老人デイサービスセンターの経営
- ⑪ 老人訪問介護事業の経営
- ⑫ 生活支援通所作業

- ⑬ 障害福祉サービス事業の経営
- ⑭ 移動支援事業の経営
- ⑮ 生活福祉資金貸付事業
- ⑯ 成年後見制度に関する事業
- ⑰ 生計困難者に対する相談支援事業
- ⑱ 相談に関する事業
- ⑲ その他この法人の目的達成のため必要な事業

(3) 事務所所在地

三豊市山本町辻333番地1 三豊市役所山本庁舎内

(4) 組織（平成29年4月1日現在）

正職29名、嘱託4名、有期17名、三豊市との人事交流1名、三豊市からの派遣1名

(5) 役員（平成29年4月1日現在）

会長1名、副会長2名、理事15名、監事2名

第4 監査の方法

社会福祉法人三豊市社会福祉協議会補助金の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、交付目的に沿って補助金が適正かつ効率的に執行されているか、規則・要綱等に基づいた適切な事務処理ができているかを主眼として実施した。

監査にあたっては、当該監査対象の所管課である健康福祉部福祉事務所福祉課に事前提出を求めた関係書類に基づき検査・照合を行うほか、監査当日は所管課職員から説明を聴取し実施した。また、団体の担当者から説明を聴取するとともに補助金の経理状況を確認するため、実地監査を行った。

第5 監査の結果

監査の結果、補助金に係る所管課および監査対象団体の出納その他の事務については、交付目的に従いおおむね適正に執行されていたが、一部について監査委員の意見を付するものである。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘を行ったため記載を省略しているが、それらにも十分留意していただきたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適正な事務の執行に努められたい。

【意見】

- ・ 補助事業等実績報告書の提出時期について（健康福祉部福祉事務所福祉課）
三豊市補助金等の交付手続等に関する規則及び社会福祉法人三豊市社会福祉協議会補助金交付要綱により、各申請・届・報告の提出期限が定められているが、補助事業等実績報告書が提出期限を過ぎていた。公認会計士の監査後に提出したいという社会福祉協議会のやむを得ない事情があるとのことだが、規則や要綱に沿った事務処理ができるよう引き続き指導をお願いします。
- ・ 実績報告提出書類について（健康福祉部福祉事務所福祉課）
三豊市補助金等の交付手続等に関する規則第 8 条第 1 号の収支決算書（様式第 9 号）について、記載内容の根拠がわかりにくい箇所があった。所管課として疑問点を把握したうえで、表記の仕方を工夫するよう指導されたい。

当該補助金は、行政ではできない部分を担う社会福祉協議会の運営及び福祉事業に要する経費に対して交付することにより、社会福祉に関する活動の活性化を図り、もって地域福祉の推進に資することを目的としているものであることから、今後とも規則、要綱を遵守した適正な事務執行に努められたい。

2 「三豊市立高瀬南部保育所指定管理者」の監査

第1 監査の対象及び期間

対 象		監 査 期 間
所管課・団体等	範 囲	
健康福祉部 保育幼稚園課 株式会社小学館集英社 プロダクション	平成 29 年度における公の 施設の管理に係る出納そ の他の事務	平成 31 年 4 月 17 日から 令和元年 5 月 24 日まで

第2 公の施設の管理に関する概要

(1) 公の施設の名称

三豊市立高瀬南部保育所

(2) 所在地

三豊市高瀬町下麻 6 5 3 番地 2

(3) 指定管理者

株式会社小学館集英社プロダクション

(4) 指定管理者の選定方法

公募

(5) 指定期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 39 年 3 月 31 日まで

(6) 指定管理料

平成 29 年度 134,210,000 円

第3 監査の方法

公の施設の管理に係る出納その他の事務が、適正かつ効率的に行われているか、条例・規則・協定書等に基づいた適切な事務処理ができているかを主眼として実施した。

監査にあたっては、当該監査対象の所管課である健康福祉部保育幼稚園課に事前提出を求めた関係書類に基づき検査・照合を行うほか、所管課職員から説明を聴取し監査を実施した。また、施設に赴き管理状況を確認した。

第4 監査の結果

監査の結果、所管課および監査対象団体の出納その他の事務の執行について、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、一部について改善の必要性を認める。今後、事務の執行にあたっては、改善すべき事項に十分留意すること。

また、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘を行った。

監査の結果については、「改善事項」に加え、改善の方向性について監査委員の「意見」としてまとめており、改善事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

【改善事項】

- ・ 条例を遵守した適正な事務処理について（健康福祉部保育幼稚園課）

三豊市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条第2項に、「指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない」と定められているが、告示がなされていなかった。条例等を遵守し、適正な事務処理を行うこと。

【意見】

- ・ 文章の管理について（健康福祉部保育幼稚園課）

文章の管理については、基本協定書第9条で規定されており「管理に関する規程を定める等により、これらを適切に管理しなければならない」と定められている。三豊市行政文書管理規程を準用しているが規程は定めていないとのことであったので、文書管理規程の作成について指導されたい。

- ・ 事業報告書の提出について（健康福祉部保育幼稚園課）

基本協定書第12条により「事業年度終了後に、事業報告書を提出し、承認を受けなければならない」と規定されているが、毎月の定例報告をもって事業報告書に代えており、承認を受けていない等、基本協定書に基づいた運用がなされていない点が見受けられた。今後は協定書に基づいた事務処理をされたい。

- ・制度の運用について

平成31年4月に、三豊市指定管理者制度の運用に係るガイドライン及び三豊市指定管理者制度モニタリング指針が制定され運用を開始している。今後は全ての指定管理において、このガイドラインに沿った事務処理をお願いする。

三豊市立高瀬南部保育所の指定管理者は、本市との協定に基づき保育事業を実施している。入所児童も増加し、保護者アンケートでも非常に高い満足度を得ている。保育士のモチベーションも高く、保育所運営が安定していることがうかがえる。今後も民間の力を活かして、多様な保育ニーズに対し、より効果的、効率的に対応し、安心安全で魅力ある保育所運営に努められることを期待する。